

第152号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「入居者は」の次に「、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第22条第1項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者で」を加え、「具備する者」を「具備するもの」に改める。

第11条に次の1項を加える。

- 5 知事は、承認申請者が暴力団員であるとき（同居する者が該当する場合を含む。）は、第1項の承認をしてはならない。

第22条に次の1項を加える。

- 2 知事は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

第30条第1項を次のように改める。

知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対し県営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。
- (2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 入居者が正当な事由によらないで引き続き15日以上県営住宅を生活の本拠として使用しないとき。
- (4) 入居者が県営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (5) 入居者が第11条第1項若しくは第2項、第18条第1項、第19条から第21条の3まで又は第22条第1項の規定に違反したとき。
- (6) 入居者が正当な理由によらないで第68条第1項の規定に基づく県営住宅の

立入検査を拒んだとき。

- (7) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (8) 県営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- (9) 知事が住宅の管理上必要があると認めるとき。

第30条第4項及び第48条第1項第5号中「第6号」を「第7号」に改める。

別表中「渡津団地」を「渡津団地
江津中央団地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、規則で定める日から施行する。